

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和6年11月28日 午前10時40分 開 議

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	服部栄一

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

請願紹介議員 来栖丈治

出席書記名

議会総務課 主幹 川原場 智

議 事 日 程

令和6年11月28日（木曜日）午前10時40分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書」について
- (2) 請願第3号「脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び県に提出する事を求める請願」について
- (3) 閉会中の所管事務調査の申し出について
- (4) その他

3. 閉 会

開 議 午前10時40分

○久松公生委員長

それでは、皆様ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は5名であり、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 請願第2号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助を求める請願書」についてを議題といたします。

請願書の内容につきましては、タブレット端末にお配りしております内容のとおりであります。

なお、本請願が求める公的補助について、茨城県内の状況としましては、9市町のうち県南10市では稲敷市、つくば市、土浦市、龍ケ崎市の4市で既に補助制度はできておりますので、ご参考までに申し上げます。

それでは、請願書をお目通し願います。

ここで暫時休憩いたします。 [午前10時41分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時42分]

それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

暫時休憩中にも確認をさせていただきましたが、茨城県内でも請願書内容にあるように、8市町村でも既に補助制度の実施が始まっているというのを確認させていただきました。もちろん非常に大事な緊急かつ重要な案件であると思いますので、採択すべきものに値するのではないかなと思い、意見をさせていただきます。

○久松公生委員長

そのほかご意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

これより請願第2号を採決いたします。
請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。
よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。
暫時休憩します。 [午前10時44分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前10時44分]
ただいま本委員会で採択いたしました請願第2号につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認め、さよう決定しました。
次に、(2)請願第3号「脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び県に提出する事を求める請願」についてを議題といたします。
請願の内容につきましてはタブレット端末にお配りしておりますので、内容のとおりであります。
なお、本請願は本年9月定例会時期までに同請願者より茨城県内の市町においても提出されており、19市町が採択、うち県南10市では、つくばみらい市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、つくば市の6市となっております。
なお、常総市は趣旨採択、水戸市は継続審査となっておりますので、参考までに申し上げます。
それでは、請願書をお目通し願います。
ここで暫時休憩いたします。 [午前10時44分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開します。 [午前10時45分]
ここで、紹介議員が出席しておりますので、補足説明を求めます。
来栖議員、よろしくお願いします。

○来栖丈治議員

発言の機会をいただき、ありがとうございます。
脳脊髄液減少(漏出)症 our Wish 代表、篠原克子さんより提出があった脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び県に提出する事を求める請願について、ご本人が本日、息子さんの治療のため神奈川県の実家の医師のところに通院して、本日出席できないとのこと。そのため、紹介議員の一人として私から説明をいたします。
お手元に請願書の意見陳述というものをプリントして紙ベースでいっているかと思いますが、請願を

出した理由を本人が述べているものです。私から朗読させていただきます。

私の息子が18年前の17歳のときに通学の途中でひき逃げに遭い、脳脊髄液減少症を発症しました。その当時からずっと県内には専門医がないので、静岡県にある主治医のところまで長年通っていました。3年ほど前、2021年、その主治医が高齢のため退職されると聞き、再度県内の病院を探し始めました。ですが、茨城県内には相変わらず専門医がいません。特に息子のような難治性の患者を受け入れる病院は近郊地域においてもありません。

難治性というのは、病気や症状が通常の治療では治りにくい、あるいは治療効果が不十分であるというような意味だそうです。

起き上がると頭痛が悪化するのが特徴ですが、座位でも症状は悪化します。遠方への定期的な通院は毎回とてもつらいです。かなり前になりますが、体調が悪化し救急車を呼びました。ですが、受入先がなく、最終的には幾つもの県を越え、静岡県の主治医のいる病院へ運ばれました。その間、息子が死んでしまうかもしれないと思いながらの4時間の搬送時間はとても地獄でした。あんな思いは二度としたくありません。

そして、この疾患は完治がなく、寛解がゴールの疾患です。それも長期間ケアが必要です。ですが、継続的に面倒を見てくれる病院はありません。県内には同じ境遇の患者さんがいます。それに加え、病気を認識できず、病院をたらい回しにされ、最終的には精神疾患と誤診される方が非常に多いです。そのことを考えると、私が把握できていない方も県内にはたくさんいると想像できます。

あと2枚目に添付書類2というものがありますが、そして再三にわたり文部科学省から、子どもたちのスポーツや尻もち転倒などで脳脊髄液減少症を発症する、という通達が出ていますが、実際、小児を診る専門医はもっと少ないです。この通達が実際の当事者や親御さんたちに届くように、小中学校へは「保健だより」で昨年9月からやっと順次お知らせをさせていただいているところです。

茨城県教育庁学校教育部保健体育課、令和4年度の報告ですが、不登校児童生徒数、小学校、中学校合わせて8,577人、病気による長期欠席児童生徒数、小学校、中学校合わせて2,391人ですが、実際はグレーゾーンに生徒がたくさんいます。例えば保健室のみの登校生徒、半日だけ出席の生徒などは含まれていません。

なぜこのような発言をしたかと申しますと、病欠の子どもたちの中に、本来は脳脊髄液減少症かもしれないのに起立性調節障害と誤診され、治療をしても改善しない苦しんでいる子どもたちがいるかもしれないからです。

脳脊髄液減少症は通常の検査では発見できません。髄液漏れの検査を行う必要があります。通常の病院ではしません。画像判断ができない、診断が難しいからです。そのことも踏まえて、県内に検査も治療もできる脳脊髄液減少症の専門医がいれば救われる子どもたちがいると思います。

さらに、少し前になりますが、脳脊髄液減少症を患っている10代のお子さんが自殺しました。とても悲しいことです。病気のつらさはもちろん、なまけ病と言われるなど周囲の理解がされない状況が招いたと推測される結果です。茨城県でもそのようなことが起こらないように対策を急がなければなりません。

先ほど委員長のほうから報告がありましたが、私どもが聞いている範囲では、現在、32市町村で採択されているというふうに聞いてございます。12月の今議会において、7つの市町に請願の手続などがされているというふうに聞いております。

以上で紹介議員からの説明とさせていただきます。

慎重審議の上、採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

○久松公生委員長

補足説明が終わりました。

それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

ご意見ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

よろしいですか。

紹介議員の来栖議員にちょっとお伺いしたいんですけれども、これは現在、指定難病にはなっていないですね。ちょっと確認なんです。

○来栖丈治議員

難病指定は、現在受けておりません。ですから、この請願書の1のところですか、厚労省において難病の指定も含めて、難治性のものについては難病指定を追加いただくような意見書を国に出してほしいというような請願の内容になっております。

○櫻井繁行委員

意見書、まさにこの篠原さんの、現場の声を察すると本当に胸が痛くなるという思いであります。患者数も全国に数十万人もいるというようなお話もありますし、先ほど県内32市町村、採択の動きと。これは茨城県内も含めて関東もしくは全国にまでこういったことが、本当に深刻な問題だということが広まっていけば非常にいいことだと思いますし、非常に大切な問題だと思いますので、やはり採択すべきものではないかということで、私のほうで意見をさせていただきたいと思います。

○久松公生委員長

そのほかご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ここで来栖議員には退室をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午前10時55分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開します。 [午前10時56分]

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

ただいま本委員会で採択いたしました請願第3号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき国及び県の関係機関等への意見書の提出が求められておりますので、まず、国の関係機関等への脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書（案）につきましては、請願者から脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立を求める意見書（案）が提出されており、タブレット端末にお配りしておりますのでお目通しを願います。

ここで暫時休憩いたします。 [午前１０時５８分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前１０時５９分]

それでは、意見書（案）につきましてご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご意見等ないようですので、これより意見書（案）につきまして採決いたします。

本意見書（案）を国の関係機関等に提出することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛に提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛に申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、県の関係機関等への提出についてを議題といたします。

意見書（案）につきまして、請願者から脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる病院の確保を求める意見書（案）が提出されており、タブレット端末にお配りしておりますので、お目通しを願います。

ここで暫時休憩いたします。 [午前１１時００分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前１１時０１分]

それでは、意見書（案）につきましてご意見等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、これより意見書（案）につきまして採決いたします。

本意見書（案）を県の関係機関等に提出することについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって県の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛に提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛に申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、（３）閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）についてお目通しを願います。

ここで暫時休憩をいたします。 [午前１１時０２分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前１１時０２分]

お諮りします。

本案のとおり議長宛に閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、そのように議長宛に申し出させていただきます。

以上で本日の日程事項は全部終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですのでここでお諮りします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前１１時０２分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生